

民事訴訟法

次の【事例】を読み、下記の【設問】に答えなさい。解答用紙は、表面（30行）のみを使用すること。

【事例】

Xは、Yの不法行為により2500万円の損害を被ったと主張し、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求としてその一部である1000万円の支払いを求める訴えをA裁判所に提起した（以下、「別訴」という）。別訴の係属中に、XはYに対し、別訴で請求していた不法行為に基づく損害賠償債権の残部1500万円の支払いを求めた（以下、「残部請求」という）。

【設問】

下記の（1）および（2）におけるXの残部請求が適法か否かを検討しなさい。なお、原告が一部請求であることを明示して訴えが提起された場合、訴訟物となるのはその債権の一部のみであるとする立場を前提とすること。

- （1）残部請求が別訴の係属しているA裁判所において請求の拡張としてされた場合
- （2）残部請求にかかる訴えがB裁判所に新たな訴えとして提起された場合

（80点）